

平成 21年 4月 1日

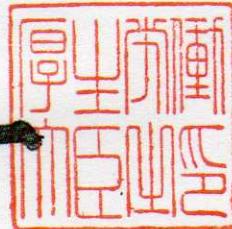
一般労働者派遣事業許可条件通知書

大広興業株式会社

殿

厚生労働大臣

舛添要一



平成21年 4月 1日付け許可番号 般28-300604 の許可是下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し異議申立てをすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から6か月以内（ただし、決定のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

(許可条件)

- 1 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行うものではないこと。
- 2 派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行うものではないこと。
- 3 一般労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合においても、「許可基準」の所定の要件を満たすこと（なお、一般労働者派遣事業を行う事業所数は、平成21年 4月 1日時点で 5 事業所までであること。）。
- 4 また、一般労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合にあっては、届出を行うに先立って、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に事業計画の概要、派遣元責任者となる予定の者等について説明を行うこと。

記

(1及び2の理由)

労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な發揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を考慮する必要があるため。

(3及び4の理由)

許可後に届出により新設される一般労働者派遣事業を行う事業所においても、適正な事業運営を確保する必要があるため。